

さ情審査答申第74号
平成23年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成22年9月27日付けで貴職から受けた、「さいたま市街路事業用地維持管理 22 北部単契（別紙）大宮区天沼町二丁目 平成 22 年度」に関する行政情報（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年8月12日付け建北建第830号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件についてのすべての文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

異議申立人は本件公開請求に係る行政情報として、「さいたま市街路事業用地維持管理 22 北部単契」の、合議書、契約書、見積書、積算書（以下「行政情報」という。） 入札に関する資料（以下「行政情報」という。） 仕様書（以下「行政情報」という。） 現場説明書 - 現場説明に対する質問回答書を含む。（以下「行政情報」という。） 特記仕様書（以下「行政情報」という。） 図面（以下「行政情報」という。） 工事写真（以下「行政情報」という。） 工事記録（以下「行政情報」という。） 官公署その他への届出書類（以下「行政情報」という。）

という。) 石綿作業主任者に関する資料(以下「行政情報」という。)
施工者へ提供した石綿使用に関する資料(以下「行政情報」という。)
回収した再生砕石の行方に関する資料(以下「行政情報」という。)
工事について近隣住民への周知に関する資料(以下「行政情報」という。)
掲示板の設置に関する資料(以下「行政情報」という。)
工程表(以下「行政情報」という。)
環境測定に関する資料(以下「行政情報」という。)
その他、を請求した。

本件対象行政情報のうち、大宮区天沼町2丁目733-5のアスファルト舗装修繕等(以下「本件アスファルト舗装」という。)に関する「舗装修繕等申込書・指示書」は公開されたが、同「合議書」が公開されず、担当職員が、電磁的記録は公開の対象外と明言した。異議申立人の指摘により、電磁的記録から「決裁情報」が公開されたが、本件の電磁的記録については実施機関による精査がされておらず、多数の電磁的記録の公開漏れが思慮される。

行政情報が開示漏れの場合は、本件に関係した職員が恣意的に一部の文書を不存在とした悪質な行為であり厳罰に値すると考える。

本件アスファルト舗装現場の再生砕石から石綿が検出されたが、そこに再生砕石が撒かれていて、なぜか急に舗装工事をした。石綿をちゃんと除去せず、なぜ本件アスファルト舗装をしたのか。その時に石綿を含む再生砕石をどこかに持って行ったらしいが、それもはっきりしない。

現場説明書及び工事写真のほか、石綿であれば石綿作業主任者等に関する資料が存在するはずだが、実施機関は石綿が存在しないという判断で、一切石綿関連の資料を公開せず、近隣住民にも全く周知していない。

本件業務委託契約書の特記仕様書によれば、「6 受注者は、月に1度業務進捗状況を書類で提出すること。ただし、業務未着手の場合を除く。」
「7 受託者は、業務完了後に業務完了報告書を速やかに市に提出し、業務完了報告書には業務の着手前、遂行中、完了後の明確な写真を添付すること。」と記載されている。本件アスファルト舗装は6月初旬であり、本件公開請求書は8月2日付けで受付されている。工事完了後2ヶ月近くが経過しているのであるから、特記仕様書にある「業務進捗状況の書類」及び「業務完了報告書」、「添付された写真」が開示漏れである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね以下のとおりである。

- 1 異議申立人に確認したところ、本件の請求内容は、本件アスファルト舗装に関する公開請求であった。

本件アスファルト舗装は、単価契約業務である「さいたま市街路事業用地維持管理業務（22北部単契 - 主に中央区域）」（以下「本件単価契約」という。）において実施した。さいたま市街路事業用地維持管理業務（22北部単契 - 主に中央区域）は、都市計画道路事業用地の年間管理として、「単価契約」による業務で維持管理を行っている。

「単価契約」とは、一般に、あらかじめ数量を確定することができないものについて予定数量を推定したうえで、単価を定め、一定期間を区切り、当該期間内に供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の代金を支払うことを内容とする契約である。この単価契約業務は、契約期間中に多種多様な業務を行うものであり、業務の実施に当たっては、その都度、受託事業者に対して「指示書」により通知され、通常、当該実績に単価を乗じて得た代金が支払限度額に達したときに、業務完了となるものである。

- 2 本件アスファルト舗装は、当該土地を買収した際に、地権者から要望されたが、予算不足のため再生砕石を敷き均していたものを今年度アスファルト舗装したものである。

本件アスファルト舗装について情報公開請求を受けたため、実施機関は本件請求内容に応じて、次のとおり行政情報を特定し公開した。

- | | | |
|---|------|---|
| ア | 行政情報 | 支出負担行為伺書（執行伺・契約伺）業務委託契約書 |
| イ | 行政情報 | 入札に関する注意事項、予定価格書、入札結果表 |
| ウ | 行政情報 | 委託仕様書 |
| エ | 行政情報 | 特記仕様書 |
| オ | 行政情報 | 業務区域案内図、全体案内図、案内図1から4 |
| カ | 行政情報 | 舗装修繕等申込書・指示書（大宮区天沼町二丁目734番地外）ただし、指示書及び図面の一部に記載された個人情報を除く。 |

なお、本件公開の立会いの際、異議申立人より指示書の決裁情報が添付されていないことを指摘されたことを受け、実施機関は「本指示書は電子決裁であり、決裁情報は存在しない」との説明を行った。この説明にあたり、「紙決裁のような」決裁情報は存在しないという前置きの説明を怠ったことにより誤解を招いたことについて、異議申立人に対して、直ちに説明を訂正し、謝罪後、電子文書管理システムから電子決裁の起案用紙にあたる「決裁情報」を出力し公開を行った。

- 3 本件処分の理由

行政情報 については、現場説明会を実施していないため、また、現場説明に対する質問回答書については、入札時に入札参加者から質問がなかったため、当該行政情報は存在しない。

行政情報 及び業務完了報告書については、本件単価契約が契約全体としては現在履行中の業務であることから、業務完了まで受託事業者から工事写真及び業務完了報告書の納品がないため、当該行政情報は存在しない。

また、特記仕様書に定める「月に1度業務進捗状況を書類で提出する」との記載については、業務進捗のない月も存在するため事務効率化の観点から、指示書単位で施工完了毎に受託業者から報告を受けることとして取扱っている。本件アスファルト舗装は平成22年7月29日付け施工が完了したが、同年8月2日付け本件公開請求時点で受託業者から当該報告書類の提出を受けていないため、当該行政情報は存在しない。

行政情報 及び については、本件アスファルト舗装現場が道路建設予定地内における作業であるため、官公署への届出又は工事看板は必要とされていないことから、当該行政情報は存在しない。

行政情報 、 及び については、本件アスファルト舗装現場が石綿に関連する現場ではないことから石綿作業主任者は設けておらず、受託業者に対して石綿使用に関する資料を提供していないため、また環境測定も実施していないので資料が存在しないため、当該行政情報は存在しない。

行政情報 については、「回収した再生砕石は本件アスファルト舗装現場の南側に隣接する事業地内に移動した」と受託業者から口頭で報告を受けたため、当該行政情報は存在しない。

行政情報 については、本件アスファルト舗装現場を自宅の出入り口として利用している元地権者に対し口頭で説明をして周知しており、近隣住民への文書での周知を行っておらず文書が存在しないため、当該行政情報は存在しない。

行政情報 については、本件が単価契約業務であることから、必要の都度指示書を用いるため、受託業者が事前に工程表を作成することができず、また、さいたま市業務委託契約基準約款において工程表の提出を求めているため、当該行政情報は存在しない。

なお、情報公開請求内容の その他に関しては、情報内容が特定できず、異議申立人に電話確認したが、行政情報 ないし 以外の請求内容が確認されなかったため、請求は無いものとした。

- 4 再生砕石に石綿含有建材の破片が混入しているとの疑義に対してであるが、再生砕石は、建築物等の解体時において発生するコンクリート塊を、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。「建設リサイクル法」）に基づき適正に分別解体した後に、再資源化施設に運び込み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。「廃棄物処理法」）に基づき適正に破碎処理され、安全な製品とし

て出荷されているものなので、石綿含有建材は混入されていないと認識している。再生砕石は、駐車場の舗装材を含め路盤材料として幅広い用途で全国的に再利用が進められている。

- 5 異議申立人の「多数の電磁的記録の開示漏れが思慮される」との主張については、異議申立人の誤解を招いてしまったこと及び電子決裁の決裁情報が当初用意できていなかったことは申し訳ないことであったが、それ以外の電磁的記録を含めた開示漏れの有無については、再度確認し、開示漏れがないことを確認している。

また、異議申立人の「行政情報が開示漏れの場合は、本件に関係した職員が恣意的に一部の文書を不存在とした」との主張については、本件に関係した職員が恣意的に一部の文書を不存在にしたものではない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

実施機関は、異議申立人が求める本件請求内容に記載されている「大宮区天沼町二丁目」が、直接的には本件単価契約における「指示書」により実施した業務のひとつである本件アスファルト舗装であることを意味することから、本件単価契約に関する執行伺、契約伺、契約書、入札に関する注意事項及び同契約内の業務のうち本件アスファルト舗装の実施に係る舗装修繕等申込・指示書を本件対象行政情報として特定している。

2 審査会の判断する部分について

本件異議申立てにおいて、実施機関が公開した行政情報に対する特定の誤り及び行政情報 のうち、条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当し非公開とした部分について争う旨の主張がなかったため、本件処分のうち、上記条例第7条第2号該当により非公開とした部分を除き、文書不存在を理由として非公開決定した部分の妥当性について判断する。

3 本件処分のうち文書不存在により非公開決定をした部分について

行政情報 について

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいい、質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面をいう、とされている。

さいたま市では、入札談合の防止対策として、原則、全委託業務について、現場説明会を廃止しているが、その代替措置として、できるだけ仕様書の内容だけで、業務内容がすべて把握できるものとするようにし、指名通知と同時に入札（見積）参加者へ仕様書を渡すことになっている。

そして、業務主管課は、支出負担行為（執行伺）の時点で、入札方法、仕様書の内容等に関する質疑応答を実施するかを決め、実施する場合は、他の入札（見積）参加者が判明しないように対応し、質疑応答の方法を指名通知等の配布と同時に伝えることになっている。本件単価契約では「埼玉県電子入札共同システム」を利用して質問、回答を実施すると伝えられていたが（「入札に関する注意事項」書）、入札（見積）参加者から設計図書等に関する質問はなかったとのことである。

なお、設計図書とは、仕様書（共通仕様書・特記仕様書）、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう、とされていることから、仕様書、図面は「現場説明書」に該当しないということになる。

本件単価契約の契約条件等を説明するための書類としては、仕様書（共通仕様書・特記仕様書）、図面、「入札に関する注意事項」書が作成されたと考えられるが、上記の定義によると、「入札に関する注意事項」書が「現場説明書」に該当することになる。

したがって、実施機関の「現場説明書」が不存在との理由説明は適切とはいえないが、「入札に関する注意事項」書は行政情報として開示されていることから、結果的には妥当ということになると思料される。

質問回答書については、入札（見積）参加者から設計図書等に関する質問がなかったというのであるから、それに対する質問回答書が存在しないことは不自然ではない。

行政情報 及び について

本件アスファルト舗装は、「単価契約」によって実施されている業務であり、個別の業務内容については、「指示書」により通知されて実施されるため、あらかじめ業務計画を示す工程表の存在を窺うことができない。

また、工事写真は、本件単価契約全体の業務完了後に受託業者から一括して提出されるため、業務履行中の本件においては工事写真の提出がないため、不存在であるとのことであるが、単価契約の性質上、実施機関の説明に特段不自然な点は認められない。

行政情報 、 及び について

官公署その他への届出書類、工事看板の設置については、本件アスファルト舗装が、市の所有する未供用の道路用地における維持管理業務であることから、官公署への届出及び工事看板の設置は必要なく、当該行政情報が存在しないことが認められ、実施機関の説明に不自然な点は見受けられない。

また、本件アスファルト舗装現場から回収された再生砕石を市の所有する南側隣接事業用地へ移動したことについて、受託事業者から口頭で

報告を受けたため、当該行政情報が存在しないとする実施機関の説明についても同様である。

行政情報、及びについて

異議申立人は、本件アスファルト舗装現場の再生砕石に石綿含有建材が含まれることを前提に行政情報、及びが存在するはずであると主張している。これに対し実施機関は、再生砕石に石綿含有建材が含まれることを前提としておらず、したがって、本件アスファルト舗装の実施にあたり石綿関連の作業を見込んでいないため、当該行政情報は存在しないと主張している。

実施機関が、再生砕石は安全な製品として出荷されたものなので石綿含有建材は混入されていないことを前提として本件アスファルト舗装を行う場合、石綿関連の作業を見込んで本件アスファルト舗装の指示書を作成し、かつ、近隣住民への周知を行うことは考えられず、また、環境測定に関する文書もないであろうから、当該行政情報が存在しないことは不自然ではない。

行政情報について

異議申立人から当該情報の請求内容が示されなかったため請求がないものとした実施機関の対応は適切である。

以上のとおりであるので、実施機関の説明に不自然な点は認められず、ほかに文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないため、本件処分は妥当と認めることが相当である。

- 4 異議申立人におけるその余の主張については、当審査会の対象と権限の範囲外の事項に関することから判断しない。
- 5 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成22年 9月27日	諮問の受理
	同 年 10月12日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 10月21日	審議
	同 年 11月 1日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 11月11日	審議
	同 年 12月16日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	平成23年 1月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 2月17日	審議
	同 年 4月21日	審議
	同 年 5月13日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)